

地元の森林を活かす一関市林業振興条例

本市の森林は、市の総面積の60%を超しており、土砂災害の防止や水源のかん養、生物多様性保全、保健・レクリエーション、地球温暖化防止、そして木材等の生産など多面的な機能を有しており、市民共通の大切な資源である。

このような多面的な機能は、森林が健全な状態に保たれることによって発揮され、中山間地のみならず市内全域の市民生活にも安らぎと潤いをもたらしている。

しかしながら、近年は、木材価格の低迷や後継者不足等により、管理が不十分な森林がふえている。一方、戦後造林された人工林は、本格的な利用期を迎えている。

国においては、林業の成長産業化と森林の適切な経営管理実現のため、「森林経営管理制度」を創設した。また、災害防止を図るなどの視点から森林整備等を推進する方針であり、林業振興により地方創生を推進する政策に取り組むことを明確にした。

本市においては、森林は地域の資源という視点から、積極的な活用を推進し、伐採、造林の循環により産業として持続するよう施策を展開し、里山の再生、放置竹林の拡大抑制や熊などの野生動物対策を図り、地域の活性化による地域創生の実現を目指し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、森林を地域の資源という視点から着目し、その活用と伐採、造林の循環に取り組み林業振興の推進による地域活性化を図り、もって地域創生を目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 森林づくり 森林を守り、又は育てることをいう。
- (2) 森林の有する多面的機能 森林の有する災害の防止、水源のかん養、地球温暖化防止などの環境機能、地域の歴史を反映した文化機能、木材資源としての経済機能をいう。
- (3) 森林 森林法（昭和26年法律第249号）第2条第1項に規定するものをいう。
- (4) 森林所有者 森林法第2条第2項に規定するものをいう。ただし、国及び県が所有するものを除く。
- (5) 森林組合等 森林組合法（昭和53年法律第36号）の規定による森林組

合及び森林施業（造林、保育、伐採その他の森林における施業をいう。）を行う事業者をいう。

(6) 木材産業関係者 木材その他の林産物の加工及び流通の事業を営むものをいう。

(7) 市産木材 市内の森林及び市有林から生産された木材をいう。

(基本理念)

第3条 森林の有する多面的機能が市民生活にとって貴重な財産であるとともに、林業が地域の持続的な発展に重要な役割を担っていることに鑑み、市、森林所有者、森林組合等、木材産業関係者及び市民の適切な役割分担、相互の協力のもと、次に掲げる基本理念により将来にわたり持続的に推進されなければならない。

(1) 地域資源としての森林の価値を高め、市産木材の積極的な活用の推進につながること。

(2) 伐採後の確実な造林により、森林が次世代に引き継がれ、循環する仕組みにつながること。

(市の責務)

第4条 市は、一関市産業振興基本条例（平成21年一関市条例第31号）第2条に規定する基本的な施策に即し、前条に定める基本理念にのっとり、林業振興を推進するものとする。

2 市の公共施設の整備に当たっては、積極的に市産木材の活用を図るものとする。

(森林所有者の責務)

第5条 森林所有者は、基本理念にのっとり、市が実施する施策に協力するとともに、森林の有する多面的機能が発揮されるよう、その所有する森林の適切な管理に努めるものとする。

(森林組合等、木材産業関係者の役割)

第6条 森林組合等、木材産業関係者は、基本理念にのっとり、市が実施する施策に協力するとともに、新たな木材活用の開発、その他林業振興の推進に積極的に努めるものとする。

(市民の協力)

第7条 市民は、基本理念にのっとり、森林の重要性について理解を深め、積極的な森林づくりへの参画と市産木材の利活用など、市が実施する施策に協力するものとする。

(林業振興の推進に関する指針)

第8条 市長は、林業振興の推進に関する施策を計画的に推進するため、林業振興の推進に関する基本指針（以下「指針」という。）を定めるように努め

るものとする。

2 指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 林業振興の推進に関する取組方針及び目標
- (2) 林業振興の推進に関する基本的事項
- (3) その他林業振興の推進に関し必要な事項

3 市長は、指針を定め、又は変更したときは、公表しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 市は、基本理念に基づき林業振興に関する施策を実施するため、効果的かつ効率的に財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(実施状況の公表)

第10条 市長は、林業振興の推進に関する施策の実施状況をとりまとめ公表するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。